



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

キャッシュレスは便利だけど… (Part3)

スマホを与えっぱなしにすると…

【事例】

私が以前使用していたスマートフォン（スマホ）で6歳の息子が無料ゲームをしていた。

ところが、子どもは有料アイテム（キャラクターが強くなるための武器）を購入したようで、携帯電話会社から15万円の請求があった。

通信契約をしていないスマホのはずだが、なぜ購入できたのか。また、支払いに応じなければいけないのか。

相談は
こちらへ…

役場消費生活相談窓口(町民課内)
Tel. 0796・36・1941 (直通)

たじま消費者ホットライン
Tel. 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!

【ひとことアドバイス】

◇通信契約をしていなくても、自宅などのWi-Fi（無線LAN）でインターネットにつながることがあります。

◇スマホにクレジットカードの情報が残っていて課金・決済されたものです。インターネット決済の際、一度情報を入力していると2回目以降は簡単に決済できる場合があります。

◇保護者の承諾を得ずに子どもが決済した場合、消費者センターなどを通して交渉すれば、初回に限り一部返金される場合があります。ただし、保護者の管理責任を厳しく問われます。

◇スマホを与える場合、きちんとルールを決め、常に注意を払いましょう。

こんなとき、どうする？

